

令和3年1月13日

農林水産大臣 野上 浩太郎 様

浜松市認定農業者協議会

会長 鈴木 雅清

要 望 書

平素は農業振興のための諸施策につきまして、ご尽力を賜り御礼申し上げます。

私たちが住む浜松市は、人口約80万人のものづくりの街であるとともに、全国第7位の農業生産額を誇る農業の街でもあります。恵まれた立地条件と自然条件のもと、1,558km²という市町村別全国第2位の広大な市域が有する中山間地・平野部・三方原台地・沿岸部といった多様な地形・土質の特色を活かし、日々のたゆまぬ努力により200品目近い多彩な農産物を生産しています。

浜松市認定農業者協議会は、市内1,000余名の農業者会員の意見をもとに、組織として浜松市行政や関係機関と連携した地域農業の課題解決のための活動に取り組んでおります。今年度は、コロナ禍においてこれまでと異なる環境の中で対応されている市内の幼稚園・保育所等を応援するガーベラの贈呈事業や、人・農地プランの実質化に向けた機運醸成を図る講演会、農業委員会をはじめとする関係機関との連携強化に取り組んでまいりました。地域農業における認定農業者の役割は今後ますます重要になると考えており、認定農業者による組織的な活動が、今後のさらなる担い手育成、経営基盤の強化、農業環境の保全等に繋がるものと確信しております。

新型コロナウイルスの影響が長期化する中、農業を取り巻く環境も一段と厳しさを増す状況にありますが、このピンチをチャンスに転換する施策の実現をお願いするとともに、地域の認定農業者組織に対する支援に関しましても格別なご配慮を賜りますよう、認定農業者を代表して要望申し上げます。

農業施策に関する要望事項

浜松市認定農業者協議会

1. 家族経営体の通年雇用を促進する制度の創設について

20年後には農業者の8割が80歳以上となり、残る2割の農業者で日本の農業を守らなければならなくなるという話があります。日本が農業生産力を維持し、かつ限られた農地をできるだけ後世に残していくためには、一部の大規模経営体のさらなる規模拡大の取組だけでは不十分であり、堅実経営に努める多くの家族経営体が通年雇用に踏み出すことで、地域で引き受けられる農地を増やしていく必要があります。

農業はこれまで慢性的な担い手不足が続いていましたが、昨年は新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けて、浜松でも新規就農希望者や農業法人への就職希望者が急増しています。この状況は今後数年続く可能性があり、これまで通年雇用に踏み出せていなかった家族経営体にとっても経営規模を拡大する大きなチャンスが到来したと捉えています。

そこで、新たに通年雇用に踏み出す家族経営体に対し、労務管理等のノウハウと資金の両面で支援する制度の創設を要望いたします。

2. 荒廃農地等利活用促進交付金の復活について

国の「荒廃農地等利活用促進交付金」は、浜松市においては耕作放棄地の拡大を防ぎ、優良農地の再生に非常に効果的な補助事業として有効に活用されてきました。しかし、平成29年度の全国での執行率が低かったことが、平成30年度限りで廃止された理由の一つと伺っています。

私ども農業者の立場で振り返りますと、平成28年度までは荒廃農地を貸し借りする話がまとまった時点で事業に申請できたため、比較的活用しやすい制度でした。しかし平成29年度からは、国の一般的な補助事業のように前年度にあらかじめ要望を出しておかないと制度を活用できない仕組みに変わったほか、要件も厳しくなり、使い勝手が悪くなった印象があります。

そこで、荒廃農地等利活用促進交付金につきまして、平成28年度以前の基金事業の形での制度の復活を要望いたします。

以上

農林水産省からの回答

(協議会事務局にて一部加筆)

1 家族経営体の通年雇用を促進する制度の創設について

(新たに通年雇用に踏み出す家族経営体に対し、労務管理等のノウハウと資金の両面で支援する制度の創設を要望いたします)

(回答)

1 新型コロナウイルスの感染拡大の影響による雇用環境の悪化に伴い、農業への関心が高まる中、家族経営体が就農希望者を雇用し、経営規模の拡大等により、農業経営を発展させていくことは重要であると考えています。

2 このため、

- (1) **農の雇用事業**において、家族経営体を含め、就農希望者を新たに雇用する経営体に対して、①就業者に実施する研修に係る経費を助成し、②人材育成や労務管理等の向上に必要な知識を習得するための研修を実施するとともに、
- (2) 都道府県に設置された**農業経営相談所**において、経営管理や労務管理等、農業経営上の課題に対し専門家による経営診断や巡回指導などを行っていますので、ご活用ください。

【経営局経営政策課、就農・女性課】

「農の雇用事業」 問い合わせ先

静岡県農業会議

〒420-0853 静岡市葵区追手町 9-18 静岡中央ビル 7 階

電話 054-255-7934

制度について <https://www.be-farmer.jp/farmer/employment/original/>

「農業経営相談所」 問い合わせ先

静岡県西部農林事務所 企画経営課

〒430-0929 浜松市中区中央 1-12-1

電話 053-458-7209

制度について <https://www.shizuoka-nk.or.jp/revise/>

2 荒廃農地等利活用促進交付金の復活について

(荒廃農地等利活用促進交付金につきまして、平成 28 年度以前の基金事業の形での制度の復活を要望いたします)

(回答)

1 荒廃農地等利活用促進交付金は、

- ① 執行率が低かったこと (H29 : 61%)、
 - ② 予算規模も小さかったこと (H30 : 1.6 億円)、
 - ③ 1 件当たりの交付額 (国費) も零細であったこと
- 等から、廃止いたしました。

2 現在、荒廃農地については、

- ① 「多面的機能支払交付金」や「中山間地域等直接支払交付金」による地域の共同活動等への支援、
 - ② 農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化、
 - ③ 農業委員会による所有者等への利用の働き掛け
- 等により荒廃農地の発生防止と解消を進めています。

3 また、令和 3 年度予算において、地域ぐるみの話し合いを通じ、荒廃農地の再生や荒廃の恐れのある農地の有効活用や、粗放的利用による低コストでの維持・管理を支援する「最適土地利用対策」を創設することとしたところです。

地域での話し合いをもとに 2 年目以降での再生等の整備も可能な事業としており、本事業の活用も含め、荒廃農地対策の推進について検討下さい。

【農村振興局 地域振興課】

「多面的機能支払交付金」 問い合わせ先

浜松市農地整備課 団体指導グループ 電話 053-457-2355

「中山間地域等直接支払交付金」 問い合わせ先

浜松市農業振興課 生産環境グループ 電話 053-457-2332

「農地中間管理機構」の活用に関する問い合わせ先

浜松市農地利用課 農地集積グループ 電話 053-457-2836